

# 明石市 特定 不妊治療費助成事業のご案内

特定不妊治療を受けられた方に対し、治療に係る費用の一部を助成します。

受付期間	1クールの治療が終了した日（または医師の診断に基づき治療を中止した日）から起算して3か月以内に申請（令和8年5月1日～令和9年3月31日）	
助成対象者 （①～④すべてに該当している方が対象）	① 治療期間及び申請時、夫婦いずれかの住所が市内にあり、治療開始時に法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦 ② 特定不妊治療を受けることによって妊娠の見込みがあると医師に診断された者であること ③ 夫婦ともに国民健康保険、その他の各種健康保険に加入していること ④ 他の地方公共団体から助成を受けていないこと ※兵庫県の助成（先進医療費および通院交通費助成）を除く	
助成の対象となる治療	令和8年4月1日から令和8年12月31日に治療及び支払を行った特定不妊治療別表のA～Fの治療が対象（体外受精、顕微授精等） ※1クールごとに申請が必要 ※令和8年12月31日の時点で1クールの治療が終了していない場合であっても、12月31日までに治療し、治療費を支払ったものは対象	
助成額及び助成回数	保険診療または保険外診療（自由診療）	1クール当たり上限 <b>3万円</b> 回数制限なし
	保険外診療（年齢・回数超）	1年度当たり上限 <b>5万円</b> 1年度当たり1回限り
申請関係書類等	☆必ず提出するもの (1) 明石市特定不妊治療費助成事業申請書 ※夫婦それぞれの自署が必要です。 (2) 明石市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関が記入） (3) 今回の申請に係るすべての領収書（原本）（診療明細書もあれば提出） ※コピーを取った後、原本はお返しします。 (4) 振込先が確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）  ----- ☆必要に応じて提出するもの（婚姻関係が確認できる書類等） (5) 【法律婚の方】戸籍謄本（全部事項証明） ※提出不要な場合があります。詳しくは裏面をご確認ください。 ※外国籍を有する方の場合、別途書類が必要です。 (6) 【事実婚の方】事実婚関係に関する申立書または明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書ほか（裏面参照）	
支給方法	審査の結果、承認した時は、申請受付日から翌々月の月末までに、口座振込により支給します。（事務都合により、支給日が遅くなる場合があります。）	
申請方法	必要書類を揃えて、保健総務課へ持参してください。 ※不備がある場合は、全て返却し、再提出をお願いすることがあります。	

<<ご相談・お問い合わせ先>>

あかし保健所保健総務課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7  
電話 078-918-5414 FAX078-918-5440

◆婚姻関係が確認できる書類等

【法律婚（婚姻届けを提出している場合）の方】

区 分		必 要 書 類
法律婚で同一世帯の場合	夫、又は妻のいずれか一方が世帯主の場合	不要
	夫、又は妻のいずれもが世帯主でない場合	戸籍謄本（全部事項証明）
法律婚で別世帯の場合	夫及び妻のいずれもが日本国籍を有する場合	戸籍謄本（全部事項証明）
	夫、又は妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	日本国籍を有する者の戸籍謄本（全部事項証明）
	夫及び妻のいずれもが外国籍の場合	婚姻関係にあることを証明する書類（日本語）

※その他必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【事実婚の方】

必 要 書 類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実婚関係に関する申立書または明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書</li> <li>・夫婦それぞれの戸籍謄本（外国籍の方は婚姻要件具備証明書）</li> </ul>

※事実婚関係にある夫婦がこの申請を行う場合、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があるものとみなします。

## 不妊・不育専門相談のご案内

不妊症、習慣性流産等（不育症）、その他の妊娠に関する疑問や不安は何でもお気軽にご相談下さい。医師や助産師、保健師等が丁寧にお答えします。相談は無料、秘密は厳守されます。

### 明石市

予約電話番号 078-918-5414  
（保健総務課）

WEB予約 <https://logoform.jp/f/mAfM4>



←予約はこちらから

※相談日の1週間前までにご予約下さい

●相談日 第4水曜日 13:30~16:30

※相談時間はお一人1時間以内

●相談場所 あかし保健所3階相談室

●相談方法 対面、電話、オンライン

●相談受付内容  
 ・不妊症及び習慣性流産等（不育症）に悩む方の心と健康についての相談  
 ・治療と仕事の両立に関する相談 など

### 兵庫県

#### 1 対面相談・WEB相談

予約電話番号 078-362-3250

※平日 9:00~17:00 受付

※相談日の2日前までにご予約ください

●相談日 第1水曜日、第2水・木・土曜日、第3水・木曜日

●相談場所 曜日によって異なるため兵庫県のホームページで要確認

#### ●相談受付内容

- ・妊娠・不妊の悩み、習慣性流産、不育症、治療の相談など
- ・男性不妊について など

#### 2 電話相談

専用番号 078-360-1388

●相談日 第1土曜日 13:00~16:30

●相談受付内容 1と同様

(別表) 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植						助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施 ※1													
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 ※2													
E 受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													

採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成対象となります。

※1 B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行なうとの主治医の治療方針に基づく治療を行った場合。

※2 D：「患者の体調悪化により胚移植はもはやできない」と主治医が診断した場合に限ることを原則とします。主治医の治療方針が「数周期の間をあけて患者の体調回復を待ち、胚移植を実施する」という方針の場合は、治療継続中とみなしBに当たります。